

衛 産 第 6 7 号

平成9年12月16日

各都道府県・政令市

産業廃棄物主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部

産業廃棄物対策室長

廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

産業廃棄物の適正処理の推進については、かねてより御高配を願っているところである。

さて、本年5月以降、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品の処理に伴い放出された可燃性ガスが原因と思われる爆発及び火災事故が相次いで発生したところである。原因究明は消防当局等が中心となり進められているところであるが、この度、(社)日本エアゾール協会等関係十団体からなる「エアゾール製品処理対策協議会」が、今後の類似事故の発生を防止するための留意事項について、別添のとおり「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」として取りまとめたので、参考にされたく送付する。各都道府県及び政令市においては、その内容について排出事業者及び処理業者に対し周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるようお願いする。

なお、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品を破碎し、充てんされているガスを放出させる作業は産業廃棄物の中間処理に該当することに留意されたい。